

京都市告示第 260 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限り、）を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年10月23日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	上賀茂水0093号	北区上賀茂馬ノ目町33番地の14地先 同上	
2	嵯峨野水0075号	右京区嵯峨野秋街道町46番地の1地先 同町31番地の3地先	
3	山田水0110号	西京区山田南山田町35番地の2地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)